

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN新・日本代表プログラム～

第18期 学内募集FAQ

※「2026年度（第18期）派遣留学生募集要項」及び「学生等用応募申請の手引き」もご確認ください。

＜応募申請要件について＞

Q.交換留学で渡航する場合でも応募申請できますか？

短期研修（1か月）に参加する場合でも応募申請できますか？

研究室を通じた研究留学でも応募申請できますか？

休学を伴う私費留学でも応募申請できますか？

A.すべて応募申請可能です。ただし①留学期間中も本学に在籍（休学含む）していること、②2026年8月1日（土）～2027年3月31日（水）の間に留学を開始し、2028年1月31日（月）までに留学を終了すること、③留学期間が28日以上1年以内であること、④留学目的に沿った実践活動が含まれていることが主な条件です。募集要項p.10をご参照ください。

Q.実践活動はどのようなものが該当しますか？国際課で何か紹介してもらえますか？

A.実践活動とは、座学や知識の蓄積型ではなく「実社会との接点」から多様な学びを得ることができる学修活動（インターンシップ、フィールドワーク、ボランティア、プロジェクトベースドラーニング、実験、実習など）です。募集要項p.4をご参照ください。国際課では実践活動先のご紹介をしておりませんので、ご自身で受入れ機関を検討し、記入してください。

※個人的な聞き取り調査のみの場合など、受入れ機関のない実践活動は認められません。

（例：週末に地域の施設へ行く、町の人にインタビューする、など）

採用後、受入れ機関にて発行された受入許可書を提出することとなりますので、こちらを念頭に実践活動の準備を進めてください。

Q.受入れ機関が決まっておりませんが、応募申請可能ですか？

A.応募申請は可能です。その場合、現在検討している留学計画をすべて応募申請フォームにご記入ください。

※採用後、留学計画（期間、受入れ機関、国・地域等）に変更が生じる場合は、留学計画の変更申請の手続きを行う必要があります。計画変更の内容によっては選考委員による再審査が行われます。再審査には回数の制限があり、変更が承認されない場合もありますので、応募の段階から熟慮のうえ留学計画を作成し、申請してください。

Q.留学中に大学院へ進学する場合でも応募申請が可能ですか？

A.留学中に別の大学へ転学・大学院進学を検討している場合は手続きを確認いたします。
必ず応募申請前に国際課へご相談ください。

<フォームの内容について>

Q.卒業年月日は卒業式の日ですか？
A.年度末日となりますので、原則卒業予定年の3月31日で記載してください。

Q.「留学期間」は現地滞在期間ですか？大学等受入れ機関での在籍・活動（授業）期間ですか？

A.受入れ機関での在籍・活動期間となります。基本的には受入れ機関が発行する「受入許可書」に記載のある在籍期間等を記入してください。大学等でまだ受入許可書が発行されていない場合は、現在公開されているアカデミックカレンダー等を参照して記入してください。これらの情報がない場合は、現時点での予定で構いません。

Q.「アンバサダー活動」、「エヴァンジェリスト活動」とはどのようなものが該当しますか？

A.アンバサダー（大使）活動は留学先国で日本文化等を伝え、世界中に日本のファンを増やし、人脈を構築することを目的とした活動です。（例：留学先国でのイベント開催（書道教室、流しそうめん、けん玉大会、浴衣の着付け、餅つき大会）のほか、日本らしさを前面に出した名刺の作成・配布、など）

一方、エヴァンジェリスト（伝道師）活動は日本に帰国後、自分の経験を語り伝えることで、留学機運醸成の一翼を担うことを目的とした活動です。（例：高校生の留学促進のために高校で講演、全国各地で留学機運を盛り上げるイベントを実施、など）

Q.応募申請書の内容について、確認やアドバイスをしてもらえますか？

A.国際課では原則として記述内容のアドバイス等を行っておりません。ただし、応募申請後、明らかな誤り等については国際課から連絡することがありますので、大学メールアドレスを確認するようにしてください。

<家計基準判定について>

Q.（学部生）家計基準判定について、学生本人の収入で判定は可能ですか？
A.生計維持者（原則父母）の収入を参照することとなっております。
※現在職に就いており父母からの収入を一切もらっていない場合などに限り、ご自身の収入で証明できる場合があります。事務局へ確認する必要がありますので、国際課へご相談ください。

Q. (学部生) 家計基準判定について、両親双方の課税証明書が必要ですか？

A. はい、必要です。ひとり親家庭の場合などについては、この限りではございません。応募申請時に国際課へお知らせください。

Q. 家計基準判定について、JASSO 貸与型奨学金の第二種奨学金の基準はどのくらいですか？

A. 以下のページをご確認ください。

(JASSO 公式：進学後（在学採用）の第二種奨学金の家計基準)

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kakei/zaigaku/index.html

家計基準内かどうかは国際課にて判定します。

Q. JASSO 第二種奨学金の家計基準を超過していても応募申請が可能ですか？

A. 第二種奨学金の家計基準を超過していても応募が可能です。ただし募集要項に記載のとおり、家計基準を超過している（満たしていない）採用予定者の上限は支援予定人数全体の1割程度であり、奨学金の月額が6万円となりますのでご注意ください。

<提出資料について>

Q. (交換留学) 「留学計画の実現可能性を証明できる文書等の写し」として、交換留学派遣学生選考の学内選考結果通知を添付することは可能ですか？

A. 国際課では添付することを妨げません。

<その他>

Q. 第17期の応募申請数・倍率を教えてください。

A. 下記の文部科学省の HP をご確認ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/tobitate/1422994_00010.htm

Q. 採用者の話が聞きたいです。何か機会はありますか？

A. 採用者による相談会等のイベント等を開催することができます。その場合は派遣留学希望者 ML 登録者宛てに連絡いたしますので、登録方法は下記 URL よりご確認ください。

国際教育センター【留学派遣】

<https://www.cf.ocha.ac.jp/gec-out/index.html>

Q. 初回の振り込み日はいつですか。

A. 現時点では未定です。詳細な振り込み日については、採用後にご連絡いたします。

Q. 個人メールアドレスは何に使われますか。

A. トビタテ！に関する重要な情報について連絡漏れがないよう、国際課から連絡に個人メールアドレスを資料することができます。また、卒業後、トビタテ事務局からの連絡を受け国際課からご連絡する際に利用します。なお、個人メールアドレスについては国際課からのご連絡にのみ利用し、同意なくトビタテ事務局へ個人アドレスを送付することはございません。